

ロゼッタネットジャパン会費規則(会則付表)

制定	平成 12 年 4 月 24 日
改正	平成 12 年 12 月 8 日
改正	平成 13 年 8 月 3 日
改正	平成 14 年 5 月 29 日
改正	平成 16 年 3 月 11 日
改正	平成 16 年 4 月 9 日
改正	平成 18 年 2 月 22 日
改正	平成 19 年 7 月 26 日
改正	平成 20 年 2 月 26 日
改正	平成 20 年 12 月 12 日

この規則は、ロゼッタネットジャパン(以下、本会という)会則、第 16 条に基づき、各年度に会員が納入すべき会費に関し、必要な事項を定める。

(会費)

第1条 本会の会費は、年額表示で、次の通りとする。

正会員： 50 万円

賛助会員： 無料

2. 会費は本会の請求に基づいて、請求後 60 日以内に一括納入する。ただし、本会の請求に特段の定めがある場合には、それによることとする。
3. ロゼッタネット(米国)の規則変更により、本会会費の 1 月～3 月分に関して、変更が生じた場合、別途調整することとする。
4. 年度の途中で入会する場合の会費は、第一 4 半期の新規加入会費は一年分を、第二 4 半期の新規加入会費は一年分の 4 分の 3 を、第三 4 半期の新規加入会費は一年分の 2 分の 1 を、第四 4 半期の新規加入会費は一年分の 4 分の 1 を一括支払うこととする。

第2条

会員が退会する場合、未納の会費がある場合には、それらを納入した後、退会しなければならない。

第3条 当規則の改正は、総会の議決を得て行わなければならない。

付則. この規則は、平成 21 年 4 月 1 日より実施する。